



照明灯設置工事等の積算及び損失の補償に関する消費税の取扱いについて（通知）

技術基準の種類: 積算
通知日: 平成 9 年 9 月 10 日

管 第 556 号
平成 9 年 9 月 10 日

部 内 各 課 (室) 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

照明灯設置工事等の積算及び損失の補償に関する消費税の取扱いについて（通知）

このことについては、平成 9 年 7 月 9 日付管第 347 号で通知しているところですが、平成 9 年度土木部制定土木工事標準積算基準書（Ⅱ）（電気編）の改正に伴い、デザインポール及び器具等の諸経費等の取扱いを定めた記中「1」を下記のとおり改めることとしたので、貴所属職員に周知徹底してください。

記

1 照明灯設置工事等の積算について

(1) 積算基準

照明灯設置工事の積算基準は、土木部制定土木工事標準積算基準書（Ⅱ）（電気編）（以下「基準書（電気編）」という。）を適用する。

(2) 諸経費の取扱い

積算に当たり、基準書（電気編）第 2 章① 1 の別表第 1 に掲げる美装照明ポール（以下「デザインポール」という。）は、鋼構造製作物に区分され、一般管理費のみの対象とする。

また、デザインポール用器具は、機器に区分され、共通仮設費、現場管理費、技術者間接費、一般管理費等の諸経費の対象から除外する。

なお、照明灯等の設置工事と一般土木工事等を併せて積算する場合においても、デザインポール及び器具については上記のとおり取扱うものとする。

ただし、据付費（設置費）は諸経費の対象とする。

(3) デザインポール及び器具の定義

デザインポールとは、物価資料に掲載されている照明ポール以外の照明ポールをいう。

デザインポール用器具とはデザインポール用の器具をいう。

(4) 土木設計積算システム（TCAP）における取扱い

デザインポール用器具の TCAP における取扱いは別紙 1 のとおりとする。